

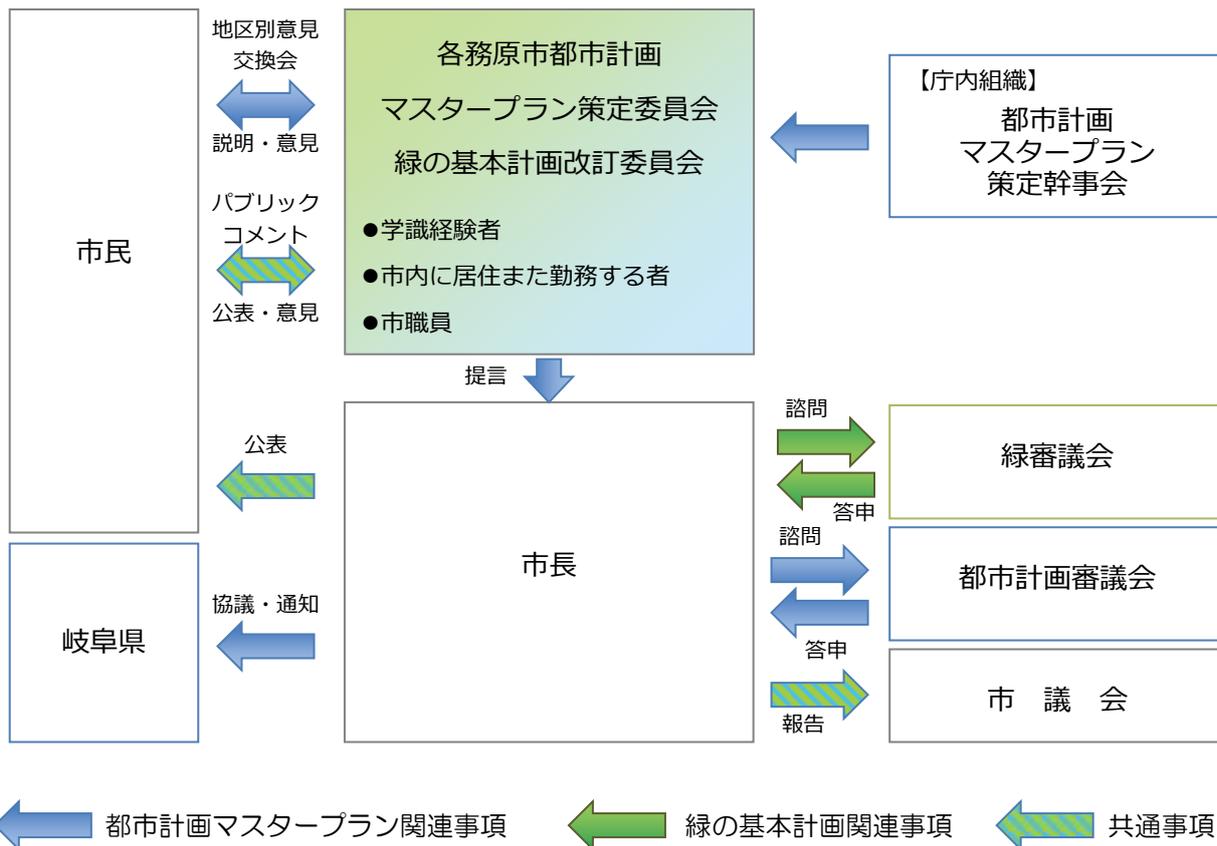
# 參考資料



# 参考資料

## 1. 策定体制

本計画は、地区別意見交換会やパブリックコメントにより市民の意見を踏まえながら、関係部局の職員により構成する「都市計画マスタープラン策定幹事会」と多様な関係者で構成された「各務原市都市計画マスタープラン策定委員会」、「緑の基本計画改訂委員会」を置き、検討を進めてきた。



第2回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会



都市計画審議会

## 各務原市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(平成27年2月～3月)

### ◎要綱第3条第2項第1号（学識経験を有する者）

	氏名	備考
委員長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授 各務原市都市政策アドバイザー
副委員長	福島 茂	名城大学副学長／都市情報学部教授

### ◎要綱第3条第2項第2号（市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者）

	氏名	備考
委員	山本 直	市民(鵜沼自治会連合会長)
委員	川島 勝弘	市民(蘇原自治会連合会長)
委員	市原 宗一	市民(稲羽川島自治会連合会長)
委員	花木 春雄	市民(那加第2東部自治会連合会長／那加自治会連合会 代表)
委員	津川 文江	市民(岐阜県建築士会 女性委員会)
委員	永井 紀美子	市民(各務原市女性会議会長)

### ◎要綱第3条第2項第3号（市職員）

	氏名	備考
委員	五島 伸治	企画総務部長
委員	村井 清孝	産業活力部長
委員	広瀬 正輝	都市建設部長

**各務原市都市計画マスタープラン策定委員会  
各務原市緑の基本計画改訂委員会 委員名簿**

(平成27年4月～)

◎要綱第3条第2項第1号（学識経験を有する者）

	氏名	備考
委員長	中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授 各務原市都市政策アドバイザー
副委員長	福島 茂	名城大学副学長／都市情報学部教授
委員	伊藤 栄一	特定非営利活動法人 森のなりわい研究所代表理事

◎要綱第3条第2項第2号（市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者）

	氏名	備考
委員	熊崎 敏雄	市民(市自治会連合会長／稲羽川島自治会連合会長)
委員	小川 清	市民(蘇原自治会連合会長)
委員	林 修	市民(鵜沼自治会連合会長)
委員	花木 春雄	市民(那加自治会連合会長)
委員	津川 文江	市民(岐阜県建築士会 女性委員会)
委員	永井 紀美子	市民(各務原市女性会議会長)

◎要綱第3条第2項第3号（市職員）

	氏名	備考
委員	鷺主 英二	企画総務部長
委員	村井 清孝	産業活力部長
委員	服部 隆	都市建設部長

# 各務原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(平成27年6月12日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針案（以下「基本方針案」という。）を策定するため、各務原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針案の策定に関すること。
- (2) 基本方針案の調整及び修正に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から平成28年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会及び検討会)

第8条 委員会に基本方針案の策定に必要な資料の収集及び関係各部課との調整事務を処理するため、別表に掲げる幹事会を設置する。また、必要に応じて検討会を設置することができる。

- 2 幹事会及び検討会に座長を置き、都市建設部都市計画課長をもって充てる。
- 3 座長は、幹事会及び検討会を代表するとともに、会務を総理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

名 称	職 名
都市計画マスタープラン策定幹事会	企画総務部企画政策課長 企画総務部防災安全課長 健康福祉部福祉総務課長 環境水道部環境政策課長 産業活力部商工振興課長 産業活力部農政課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部道路課長 都市建設部河川公園課長 都市建設部建築指導課長 都市建設部下水道課長

## 各務原市緑の基本計画改訂委員会設置要綱

(平成27年6月12日決裁)

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく、緑の基本計画の見直しを行うため、各務原市緑の基本計画改訂委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、緑の基本計画の見直しに関する事項について、検討する。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、市長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部河川公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

## 2. 策定過程

日付	会議名
平成27年 1月21日	第1回都市計画マスタープラン策定幹事会
平成27年 2月 4日	第1回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
平成27年 7月16日	第2回都市計画マスタープラン策定幹事会
平成27年 7月24日	都市計画審議会（報告）
平成27年 7月30日	第2回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会 第1回各務原市緑の基本計画改訂委員会
平成27年 9月14日	第1回稲羽地区意見交換会
平成27年 9月15日	第1回鵜沼地区意見交換会
平成27年 9月16日	第1回那加地区意見交換会
平成27年 9月24日	第1回川島地区意見交換会
平成27年 9月28日	第1回蘇原地区意見交換会
平成27年11月11日	第3回都市計画マスタープラン策定幹事会
平成27年11月26日	第3回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会 第2回各務原市緑の基本計画改訂委員会
平成27年12月14日	第2回稲羽地区意見交換会
平成27年12月15日	第2回鵜沼地区意見交換会
平成27年12月16日	第2回那加地区意見交換会
平成27年12月21日	第2回蘇原地区意見交換会
平成27年12月22日	第2回川島地区意見交換会
平成28年1月19日	緑審議会（中間報告）
平成28年 2月 3日 ～ 2月17日	パブリックコメント
平成28年 2月 3日	岐阜県への意見照会
	4
平成28年 2月22日	第4回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会 第3回各務原市緑の基本計画改訂委員会
平成28年 3月 1日	緑審議会（諮問）
平成28年 3月 4日	都市計画審議会（諮問）
平成28年 3月16日	市議会建設水道常任委員協議会（報告）

青字：都市計画マスタープラン関連事項、緑字：緑の基本計画関連事項、黒字：共通事項

### 3. 市の都市形成過程

#### (1) 市街化区域の変遷

- 市街化区域の変遷は当初線引き(昭和46年)以降、市街化区域縁辺部における拡大により東西方向に連坦するとともに、団地開発による飛び市街化区域が設定された。
- 昭和53年には鶴沼地区で緑地保全のため逆線引きが行われており、都市的土地利用から自然保全への土地利用転換も行われている。
- 平成9年に市街化区域に編入した地区は、開発想定区域や集落連坦地域であった地区が多く、地区計画の適用を条件として市街化区域に編入された。

##### <当初線引き時点(昭和46年)>

- ・当初線引きは、鉄道及び国道21号に沿って東西方向に長く形成されていた昭和45年のDID※を核として、既に市街地形成が始まっていた蘇原地区南部、鶴沼地区南西部及び大規模住宅地開発が予定されていた鶴沼地区東部において市街化区域が設定された。
- ・DIDの過半は各務原飛行場等を除くと、戦前に施行された区画整理地区が主体である。
- ・川島地区(旧川島町)においては、木曾川と南派川に挟まれた中州部分及び笠田町の一部で市街化区域が設定された。

##### <第1回線引き見直し(昭和47年)>

- ・昭和47年、那加地区北部の尾崎団地において新たに飛び市街化区域が設定された。
- ・昭和45年から50年にかけて、DIDが滲み出的に拡大している。
- ・鶴沼地区東部では大規模住宅地開発が進行し、鶴沼地区南西部では一部開発行為がみられる。
- ・市街化調整区域において開発行為が散在的に行われた。

##### <第2回線引き見直し(昭和53年)>

- ・昭和53年、蘇原地区の蘇原中央町付近で市街化区域が拡大された。また、鶴沼地区東部では緑地保全のため逆線引きが行われた。
- ・昭和50年から55年にかけて、那加、蘇原地区のDIDが拡大を続け、鶴沼地区東部の住宅団地及び那加地区北部の尾崎団地で新たにDIDが形成された。
- ・那加、蘇原及び鶴沼地区において、市街化区域を越えてDIDを形成した地区がある。
- ・昭和45年のDIDであった市役所周辺の既成市街地で区画整理が施行され、蘇原地区、鶴沼地区南西部で比較的大きな開発行為が行われた。

##### <第3回線引き見直し(昭和62年)>

- ・昭和62年、那加前洞町周辺、鶴沼各務原町周辺等で市街化区域が拡大され、鉄道及び国道21号沿いの市街化区域はすべて連坦することとなった。
- ・那加、蘇原地区のDIDが再度拡大し、また、鶴沼地区南西部がほぼ全域にわたってDIDとなった。鶴沼地区東部もほぼ全域がDIDを形成するに至った。

##### <第4回線引き見直し(平成9年)>

- ・平成9年、那加前野町、蘇原東島町、鶴沼古市場町等の周辺で市街化区域が拡大された

が、当該地区の大半は開発想定区域、集落連坦地域の区域であった。これらの地域は土地改良事業が施行済みであり、地区計画の適用を条件として編入されている。しかし、今日においても DID 形成には至っていない。

<第5回線引き見直し（平成21年）>

- 平成16年に合併した川島地区を岐阜都市計画区域から除外し、同時に各務原都市計画区域は川島地区を含む市全域に拡大した。川島地区の市街化区域は、その全てを各務原都市計画区域の市街化区域として計画決定した。
- なお、旧岐阜都市計画区域川島地区においては、昭和46年の当初線引きから線引き見直しは行われていない。また、現在も市街化区域全域で DID を形成するに至っていない。

<第6回線引き見直し（平成22年）>

- 平成22年に、テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町、鵜沼三ツ池町、鵜沼朝日町で市街化区域が拡大された。
- 鵜沼三ツ池町、鵜沼朝日町は地区計画の適用を条件として編入されている。
- テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町は開発事業が完了又は実施中の区域として編入されている。

※DID

DID (Densely Inhabited District) とは国勢調査で設定された区域で、人口密度が1ha 当り40人以上であり、当該地区内の人口が5,000人以上である区域

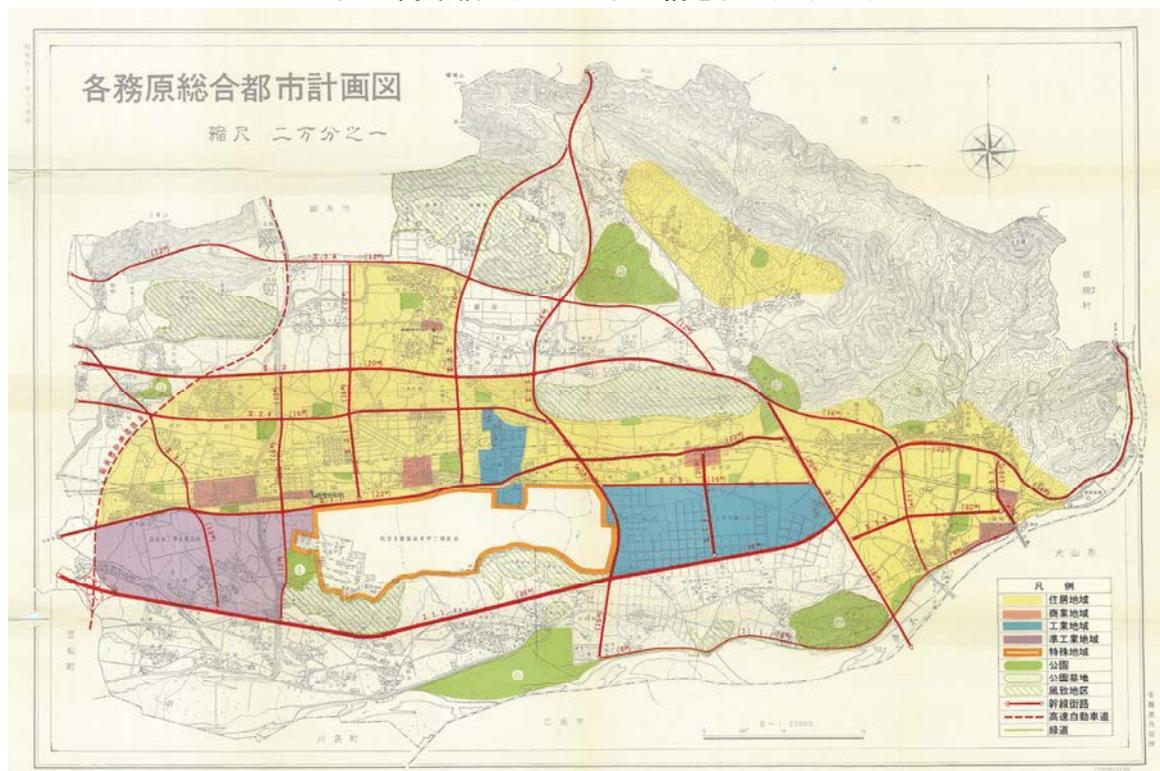
## (1) 用途地域の変遷

- 本市の用途地域は、線引き見直しにおける市街化区域の拡大、用途地域の細分化に伴い、土地利用の状況に即して変更された。
- 住居系用途地域では、地区の特性に合わせ低層及び中高層といった住環境に配慮した専用用途地域へと純化される一方、道路沿道等における用途の多様化に対処するため、準住居地域の指定も行われた。
- 商業系用途地域では、主要道路の沿道における郊外型沿道施設の立地誘導に対処すべく、住居地域から近隣商業地域へと変遷してきたが、都市の核となる商業地域については、昭和47年(8用途地域における当初決定)以降、わずか10ha程度の拡大にとどまる。
- 工業系用途地域では、飛び市街化区域編入による工業団地開発等により、昭和47年の246haから445haへと約2倍の増加がみられるものの、蘇原青雲町及び鷺沼各務原町の紡績工場が商業施設に土地利用の転換が行われた。

<昭和41年：旧法時代における用途地域構想>

- ・将来人口12.5万人(市街地人口10.0万人)を想定し、鉄道沿いを軸に本市西側に住居地域を指定、飛行場離発着経路下は工業地域・準工業地域を指定する構想があった。(※各務原都市計画報告書に用途地域構想に関する考え方が示されている。)

図 街路網と用途地域の構想図(4用途)



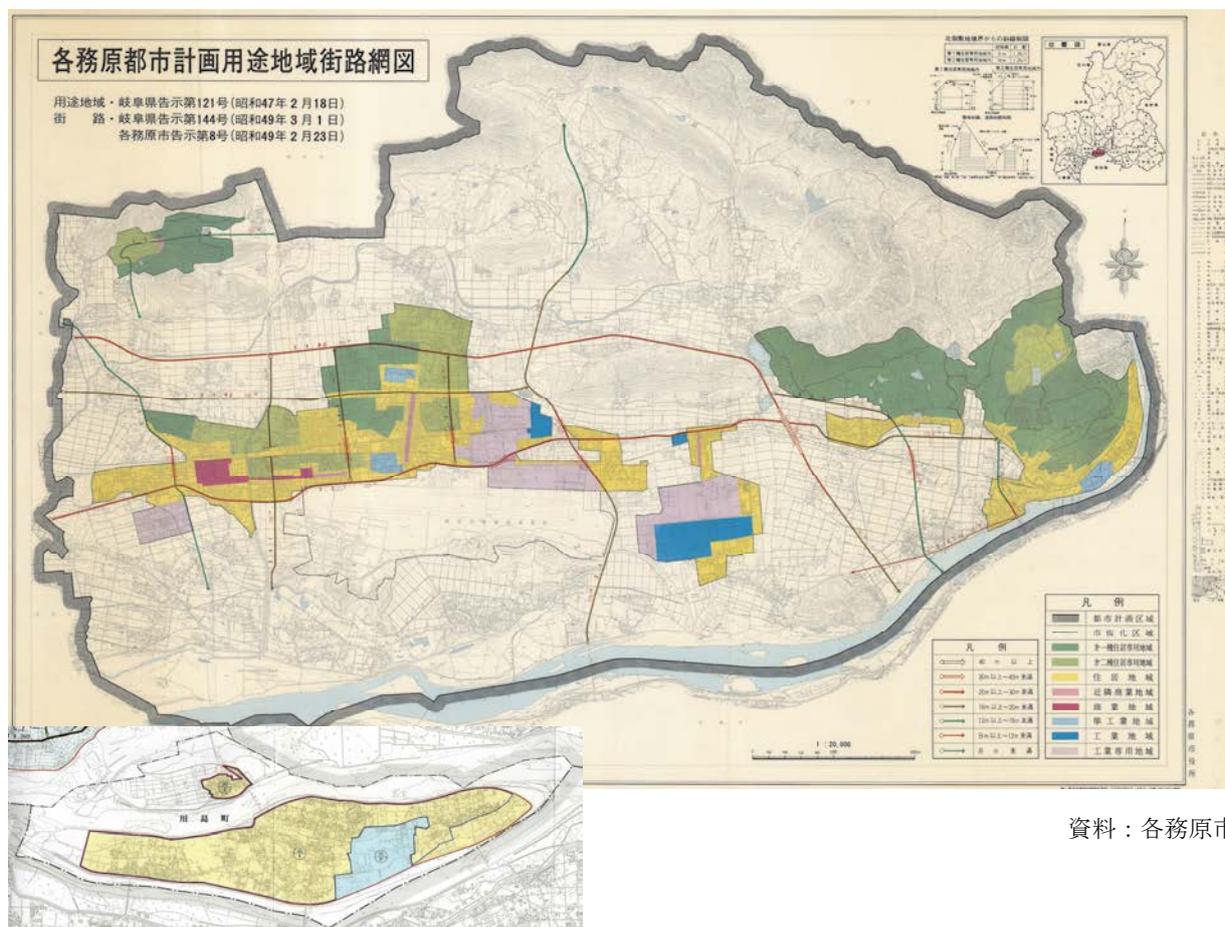
資料：各務原市

<昭和47年：当初線引き時点の用途地域（8用途地域）>

当時の土地建物利用現況に即するとともに、新たな住宅地開発に合致した用途地域を以下のように指定した。

- ・住居系用途地域は、鉄道沿線に東西方向に広がる既存の住宅地を住居地域として指定、尾崎、鶉沼の団地開発地、蘇原青雲町の紡績工場周辺及び岐阜大学（現市民公園）周辺を第1種住居専用地域、または第2種住居専用地域として指定した。
- ・商業系用途地域は、新那加駅南側及び旧国道21号沿道（新那加駅～市役所間）に商業地域、旧国道21号及び県道六軒停車場線沿道の一部、尾崎団地のセンター地区に近隣商業地域を指定した。
- ・工業系用途地域は、蘇原青雲町、蘇原六軒町、鶉沼宝積寺町の紡績工場といった特定施設に準工業地域を指定、鶉沼各務原町の毛織物工場、鶉沼三ツ池町の自動車用機械器具部品製造工場南側の農地に工業地域を指定、川崎町の航空機製造工場、鶉沼各務原町の毛織物工場といった特定施設、金属工業団地に工業専用地域を指定した。
- ・川島地区においては、昭和46年に製薬会社周辺を工業地域、その他を住居地域として指定した。また昭和47年には住居地域の大半において、機織、ねん糸工場等の建築を可能とする、特別工業地区を指定した。

図 昭和49年時点の各務原都市計画用途地域街路網図（8用途）



資料：各務原市

資料：岐阜都市計画区域 川島町都市計画図

<昭和 53 年：市街化区域の変更に伴う用途地域変更>

- ・逆線引きを行い、鵜沼地区東部の第 1 種住居専用地域を縮小した。

<昭和 62 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務原市北部土地区画整理事業により飛び市街地として拡大した地域において住居地域、工業地域を指定した。
- ・鵜沼各務原町の紡績工場の工業専用地域の一部が工業地域へと用途変更が行われた。
- ・岐阜木材工業団地として拡大した地域において工業地域を指定した。
- ・各務原市工業団地として拡大した地域において工業専用地域を指定した。

<平成 8 年：12 用途地域への移行に伴う用途規制の緩和・強化等>

- ・第 1 種住居専用地域から第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域への変更、第 2 種住居専用地域から第 1 種住居地域への変更、住居地域から準住居地域、近隣商業地域、準工業地域への変更による用途緩和が行われた地区がみられる。
- ・住居地域から第 1 種中高層住居専用地域への変更、準工業地域から第 1 種住居地域への変更による用途強化が行われた地区がみられる。
- ・その他、準工業地域から近隣商業地域への変更による用途転換が行われた地区もみられる。

<平成 22 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加山崎町、鵜沼朝日町において工業地域を指定した。
- ・鵜沼三ツ池町において準工業地域を指定した。
- ・イオンモール各務原が立地する那加萱場町において商業地域を指定した。
- ・戸建専用住宅団地が立地する那加柄山町において第 1 種低層住宅専用地域を指定した。

<平成 24 年：土地利用の転換を見込んだ用途地域の変更>

- ・大規模商業施設が立地する蘇原花園町や鵜沼各務原町等において、商業機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・(都)一般国道 21 号線の沿線について、沿道立地型の商業施設機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・鵜沼宝積寺町において、工場跡地で土地区画整理事業が実施されていることに伴い、第一種住居地域に変更した。
- ・蘇原青雲町等において、(都)岐阜鵜沼線が完成したことに伴い、適度な用途の混在を許容する住宅地としての土地利用を図るために、第一種住居地域に変更した。
- ・金属団地内において、工業団地と連続性を活かした土地利用を図るために、工業地域に変更した。

図 用途地域の見直しと用途規制について

改正前		改正後	
用途地域	用途規制	用途地域	用途規制
第1種住居専用地域	住宅のほかは、学校、公衆浴場、診療所、50㎡以内の兼用住宅等に限って建築を許容	第1種低層住居専用地域	現行の第1種住居専用地域と概ね同じ(養老院を老人ホームに改める等)
		第2種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域適格建築物のほか、150㎡以内の店舗等に限って建築を許容
第2種住居専用地域	工場、ポーリング場、パチンコ屋、ホテル、1,500㎡超又は3階以上の事務所、店舗等の建築を禁止	第1種中高層住居専用地域	第2種低層住居専用地域適格建築物のほか、病院、児童厚生施設、500㎡以内の店舗等に限って建築を許容
		第2種中高層住居専用地域	現行の第2種住居専用地域不適格建築物のほか、一定の運動施設の建築を禁止
住居地域	50㎡超の工場、火災危険性、公害発生等のおそれが商業地域・近隣商業地域禁止工場に次いで大きい工場、50㎡超の自動車車庫、倉庫業を営む倉庫等の建築を禁止	第1種住居地域	現行の住居地域不適格建築物のほか、パチンコ屋、カラオケボックス、3,000㎡超の事務所、店舗等の建築を禁止
		第2種住居地域	現行の住居地域と概ね同じ(300㎡以内の自動車車庫の建築の許容等)
		準住居地域	現行の住居地域不適格建築物のほか、木材の粉砕工場等の建築を禁止、現行の住居地域不適格建築物のうち、自動車車庫、150㎡以内の自動車修理工場等の建築を許容
近隣商業地域	商業地域不適格建築物のほか、劇場、映画館、キャバレー、個室付浴場等の建築を禁止	近隣商業地域	現行の近隣商業地域不適格建築物のほか、個室付浴場に類する一定の建築物の建築を禁止。客席部分200㎡未満の劇場、映画館等の建築を許容
商業地域	150㎡超の工場、火災危険性、公害発生等のおそれが準工業地域禁止工場に次いで大きい工場の建築を禁止	商業地域	現行の商業地域不適格建築物のほか、コンクリートの粉砕工場等の建築を禁止
準工業地域	火災危険性、公害発生等のおそれが大きい工場の建築を禁止	準工業地域	現行の準工業地域不適格建築物のほか、石綿含有製品の製造工場等、個室付浴場に類する一定の建築物の建築を禁止
工業地域	ホテル、キャバレー、個室付浴場、劇場、学校、病院等の建築を禁止	工業地域	現行の工業地域不適格建築物のほか、個室付浴場に類する一定の建築物の建築を禁止
工業専用地域	工業地域不適格建築物のほか、住宅、店舗、図書館、ポーリング場、パチンコ屋等の建築を禁止	工業専用地域	現行の工業専用地域不適格建築物のほか、老人ホーム、一定の運動施設等の建築を禁止

出典：(財)都市計画協会 新しい土地利用計画・規制制度の運用ハンドブック

### (3) 時代別概況

元号	西暦	都市形成
旧石器時代	(紀元前2万年前後)	この地に人々が居住(植野遺跡等)
縄文時代	(中期)	人々が竪穴式住居で狩猟・漁労・植物採集などをして暮らす(炉畑遺跡等)
弥生時代	(末期)	現在は木曾川河床である川島松倉町(旧字伊八島)に人々が居住(伊八島水没遺跡)
古墳時代	(前～中期)	那加・鵜沼地域に大型古墳が築造された
古墳時代	(後期)	丘陵裾部などを中心とした市内全域に小規模古墳が築造される(約600基)
古墳時代		北部山地に須恵器の窯跡(美濃須衛窯跡群)が造られる(～平安時代)
飛鳥時代		
飛鳥時代	699	「藤原宮跡出土木簡」に「 <sup>みの</sup> 三野 <sup>かかみ</sup> 国各美」「 <sup>うぬま</sup> 汗奴麻」の地名が記載
飛鳥時代	702	「 <sup>みの</sup> 御野 <sup>かかみ</sup> 国各牟郡中里戸籍」(現存日本最古の戸籍のひとつ)が作成される
奈良時代		
奈良時代	769・775	
平安時代	934頃	「和名類聚抄」に美濃国各務郡村国郷・大榛郷・各務郷・那珂郷・三井郷・駅家郷など(現各務原市域付近)、尾張国葉栗郡河沼郷など(現川島地区付近)の地名が記載される
鎌倉時代	1221頃	
鎌倉時代	1302	「室町院御領目録写」に「美濃国鵜沼庄」(荘園)が記載される
鎌倉時代	1306	「昭慶門院御領目録」に「各務郡鵜沼郷、弓削田本郷(那加付近)、 <sup>すえ</sup> 陶器所」などの地名が記載される
鎌倉時代	1325	「大見安田文書」に「美濃国蘇原庄」(荘園)が記載される
室町時代	1395	
室町時代	1499	
戦国時代	1562	
安土桃山時代	1586	
安土桃山時代	1586頃	
安土桃山時代	1589	濃尾国境変更(川島地区は美濃となる)
江戸時代	1602頃	中山道に鵜沼宿が置かれる
江戸時代	1624～44	
江戸時代	1651頃	鵜沼宿が現在の位置に移される
江戸時代	1727頃	

社会資本	その他
	蘇原地域に古代寺院が集中して建立される(山田寺跡等)
東山道に各務駅が置かれる	
	木曾川の氾濫によって住民や家畜、国分寺などの建物に大きな被害が発生する
	承久の乱で「摩免戸(前渡)の渡し」が戦場となる(前渡西町矢熊山の供養塔)
	美濃国第6代守護土岐頼益が鵜沼に大安寺を建立
	薄田加賀守が新加納に少林寺を建立
	織田信長旗下の木下藤吉郎による鵜沼城攻略
	木曾川が大洪水により現在の流路となる
松倉渡しが開かれる	
東山道が中山道に変わる	
中山道がほぼ現在の国道21号のルートに変更される	
河田渡しなどが頻繁に利用される	

元号	西暦	都市形成
江戸時代	1848~54	各務原台地を大砲稽古場として利用開始
明治9年	1876	陸軍省が大砲射的場用地として三か村(西市場・桐野・岩地)入会地約29町歩を買収し、陸軍砲兵演習場開設
明治12年	1879	陸軍省が各務野の更木八か村入会地約11町歩を大砲演習場として買収
明治22年	1889	陸軍省が演習場拡張のため中山道南部の三か村入会地150町歩・八か村入会地80町歩を買収
大正6年	1917	各務原飛行場がつくられる
大正9年	1920	
大正10年	1921	
大正11年	1922	
大正12年	1923	
大正14年	1925	
大正15年	1926	
昭和2年	1927	
昭和5年	1930	
昭和6年	1931	
昭和7年	1932	
昭和12年	1937	雄飛ヶ丘・楠町(那加)と旭(蘇原)地区に川崎社宅が建設される
昭和15年	1940	那加町制施行
昭和17年	1942	
昭和18年	1943	蘇原町制施行、鵜沼町制施行
昭和20年	1945	各務原飛行場を米軍が接収
昭和21年	1946	鵜沼朝日町にあった各務原東飛行場などが開拓地として解放され、各務原開拓団を経て各務原開拓農協創設 ※各務原東飛行場跡地北半分は地元住民に払い下げられる。その後、昭和46年3月には鵜沼朝日町が市街化区域となり、以後宅地化が進む
昭和24年	1949	
昭和28年	1953	
昭和30年	1955	稲羽町制施行
昭和31年	1956	川島町制施行
昭和32年	1957	航空自衛隊岐阜基地が発足
昭和33年	1958	基地が米軍より全面返還
昭和37年	1962	
昭和38年	1963	4町を統合して各務原市が誕生する
昭和39年	1964	岐阜県金属工業団地が県下初の工業団地として完成 那加第1土地区画整理事業が完成
昭和43年	1968	琴ヶ丘団地が完成
昭和44年	1969	
昭和47年	1972	
昭和47~51年	1972~76	鵜沼東部の丘陵地で団地開発
昭和49年	1974	尾崎団地が完成

社会資本	その他
高山本線、岐阜～各務ヶ原間が開通する	
高山本線、各務ヶ原～美濃太田間が開通する	
河田渡にはじめて栈橋が架かる	
	岐阜高等農林学校が創設される
各務原鉄道、安良田町(現新岐阜と田神の間)～二連隊(現名電各務原駅)間が開通する	
各務原鉄道、二連隊～東鶉沼(現新鶉沼駅)間が開通する	
境川放水路完成	
河田橋増強(木橋)架け替えがなされ、県道浅井那加停車場線が濃尾交通の要路となる	国名勝木曾川指定
新鶉沼駅に各務原鉄道東鶉沼駅を統合	
名鉄柳橋～下呂間で高山本線直通列車運行開始(平成13年休止)	
	川崎航空機岐阜工場が設立される
高山本線蘇原駅開設	
	占領軍、各務原へ駐留
	岐阜大学農学部が設置される
	1万2千人の米海兵隊が駐留
	米陸軍部隊、岐阜キャンプ全面撤退
河田橋(鉄橋)架橋	
川島大橋架橋、岐阜～松倉町間路線バス開通	
小網橋(鉄橋)架橋	
名鉄各務原線の複線化が始まる(～1964年)	
渡橋(鉄橋)架橋	飛騨木曾川国定公園指定
名鉄各務原線、犬山線が直通運転開始	エーザイ(株)「川島工園」建設
愛岐大橋完成	
木曾川河川敷に勤労青少年運動場が完成	
国道21号鶉沼バイパス2車線開通	
市役所新庁舎が完成	
	各務の舞台(村国座)が国指定重要有形民俗文化財指定 炉焔遺跡が県重要文化財指定

元号	西暦	都市形成
昭和51年	1976	各務原市、県下3番目の10万都市となる
昭和52年	1976	
昭和55年	1980	
昭和56年	1981	
昭和57年	1982	那加第2土地区画整理事業が完成
昭和60年	1985	各務原工業団地が完成
昭和61年	1986	各務原市第1土地区画整理事業が完成
昭和62年	1987	各務原第2工業団地（松本）が完成
昭和63年	1988	
平成元年	1989	
平成2年	1990	住工団地（須衛）が完成
平成3年	1991	
平成5年	1993	
平成7年	1995	各務東町工業団地が完成
平成8年	1996	
平成10年	1998	テクノプラザⅠ期が完成
平成11年	1999	
平成12年	2000	
平成14年	2002	
平成16年	2004	川島町との合併により現各務原市が誕生
平成17年	2005	テクノプラザⅡ期が完成
平成18年	2006	
平成19年	2007	
平成20年	2008	
平成21年	2009	
平成22年	2010	テクノプラザⅢ期が完成
平成23年	2011	
平成24年	2012	鵜沼駅東部土地区画整理事業が完成
平成25年	2013	
平成26年	2014	鵜沼駅東部第二土地区画整理事業が完成
平成27年	2015	

社会資本	その他
市民会館・中央公民館が完成	
総合スポーツ公園（野球場）完成	
江南関線全線開通	
	岐阜大学の統合による移転
東海北陸自動車道 岐阜各務原 I C 開通 国道 21 号那加バイパス 2 車線開通	
岐阜大学跡地に市民公園が全面完成	
市民球場が完成	
クリーンセンターが完成	新境川の百十郎桜が「さくら名所 100 選」に 選ばれる
岐阜県各務原浄化センターが完成	
中央図書館が完成、産業文化センターが完成	
平成川島橋架橋 航空宇宙科学博物館が完成	
河川環境楽園開設 岐阜県健康科学センターが完成 (都)岐阜鵜沼線 I 期が完成	
ツインブリッジ（犬山橋）が完成 岐阜県グリーンスタジアムが完成	ふれあいバス運行開始
新ごみ処理施設の稼働	
鵜沼駅前広場完成 各務野自然遺産の森の完成	
	知事同意により景観行政団体になる
神明小綱橋（旧小綱橋）完成 中部学院大学（各務原キャンパス）開校 (都)岐阜鵜沼線 II 期が完成	
公園墓地 瞑想の森の完成、学びの森完成	
鵜沼宿町屋館開館	
河跡湖公園完成 国道 21 号坂祝バイパス 2 車線開通 樺通り開通 新鵜沼駅前広場・空中歩道完成	
東海中央病院がリニューアル	
各務原大橋が完成	
ふれあいバスがリニューアル	



ポイント①

## 東山道（古代）

東山道は中山道以前の交通路であり、市域の都市・交通の形成に深い関わりがある。

古代日本の律令国家は、全国を五畿七道（畿内七道）と呼ばれる大行政区画に区分した。都の周辺の五つの国（大和・山城・河内・和泉・摂津）を五畿内と呼び、それ以外の地域を七道（東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道）と呼んだ。道には都から原則30里（古代の約16km）ごとに公用旅行者に対して馬や食事、宿泊などを提供する駅という施設が置かれていた。

各務駅は市域に存在したことが知られているが、その比定地には蘇原地区と鵜沼地区のふたつの説がある。

東山道が市内を通過するルートについては二説ある。その一つは各務山の北を通過して各務地区をぬける今日の通称“おがせ街道”である。ここには「駒場」や「国所」などの地名があってその根拠となっている。一方、各務山の南側を通り各務原台地の中央部を南東に直線的に鵜沼に向かうルートも有力である。このルートは中世から近世初期にかけての東山道として機能していた。いずれも各務駅の所在地を想定する蘇原地区を通ることに変わりはない。

次に、同じく各務駅の所在地が想定される鵜沼地区は、古くは「汗奴麻うぬま」、「鵜沼うぬま」、「宇留摩うるま」とも記され、木曾川の渡河地点として重要な役割を果たしていた。鵜沼古市場町の西方にはかつて一里塚と桜井の清水と呼ばれる井泉があった。

ポイント②

## 中山道

江戸時代になると、市域の東山道は中山道として整備され、都市・交通の形成に寄与した。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いののち、徳川家康は全国的な交通体制の整備に着手し、慶長7年には中山道に伝馬制が敷かれた。伝馬制とは公用の使者や荷物を人馬で次の宿場まで送る制度のこと。

街道の宿場には伝馬制を維持するために本陣、脇本陣、問屋などの施設が置かれ、一般庶民が泊まる宿として、旅人に飲食の提供を行うことを認められた旅籠や、旅人が食糧を自弁して煮炊きの薪だけを提供する木賃宿があった。

### 中山道一里塚(うとう峠・山の前・六軒・新加納)

街道には一里（約 4km）ごとに塚が道の両側に造られており、旅人の休息や旅の行程の目安となっていた。市内にはうとう峠のほか、各務山の前、六軒、そして新加納の3か所に一里塚があったが、現在はうとう峠の一里塚だけが残っている。

うとう峠の一里塚は道の北側にほぼ原状を保っており、直径約 10m、高さ約 2m の円形である。道の南側にも同様な一里塚があるが、太平洋戦争中に工事によって上半部が削られている。

うとう峠一里塚(昭和40年代)



うとう峠一里塚(平成元年)



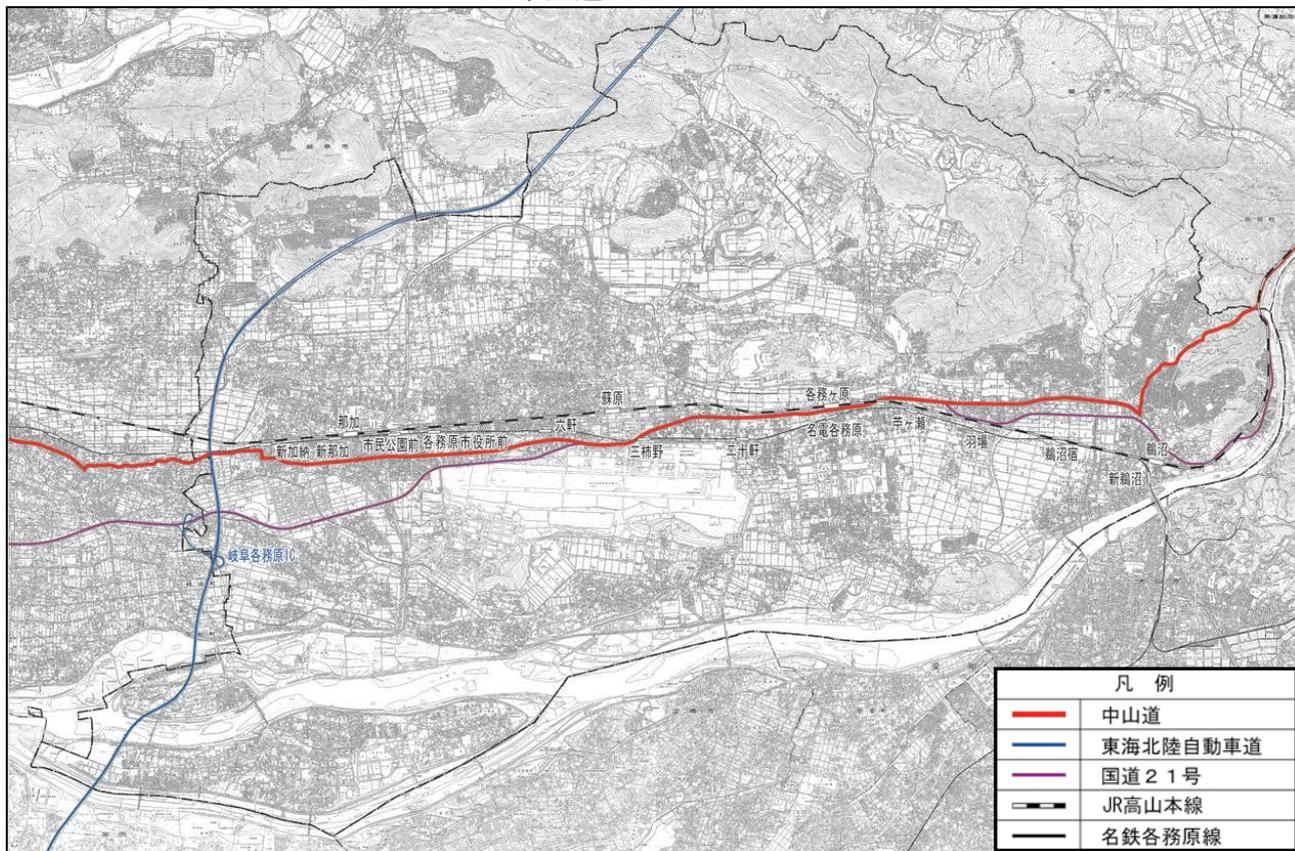
うとう峠一里塚(平成18年)



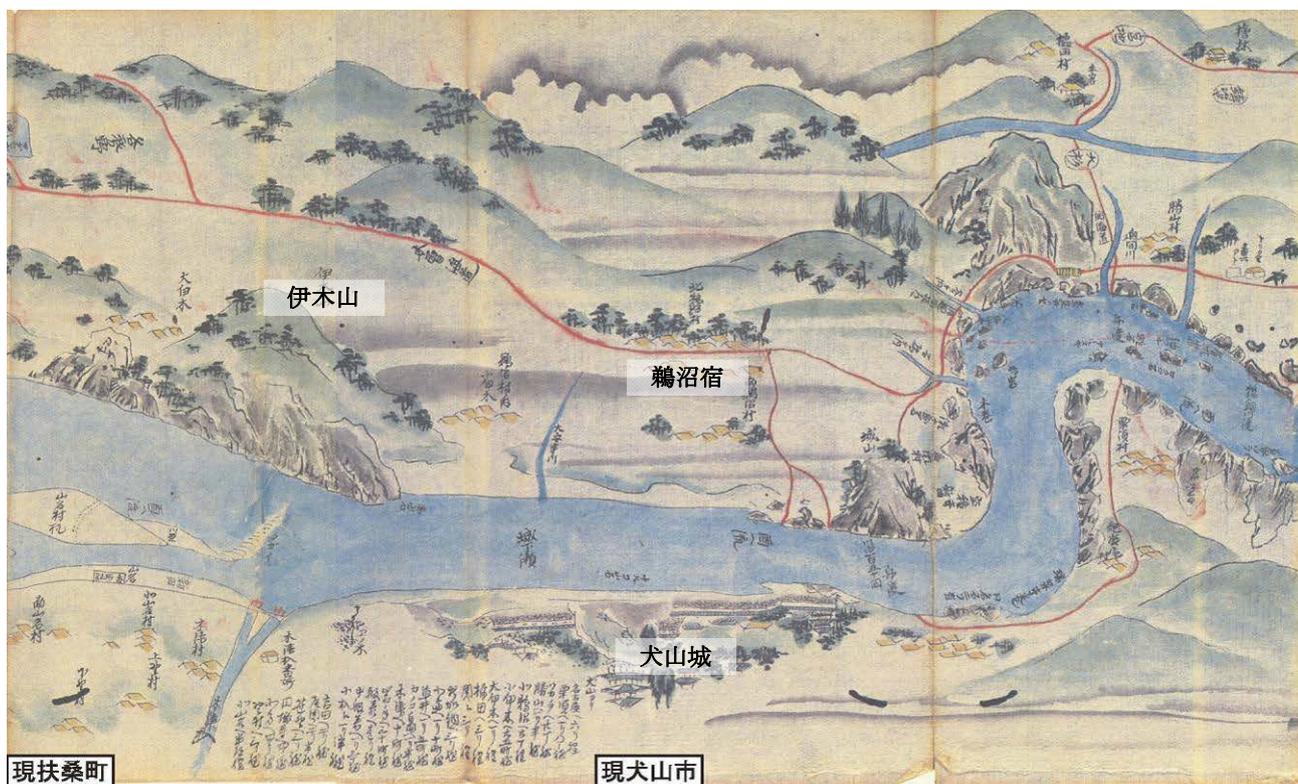
享保年間(1716~1736年)木曾川川並絵図



中山道のルート



中山道のルートを見ると、一部の区間が国道21号となっている。



(犬山市所蔵)

## 中山道鶺沼宿

美濃の中山道のほぼ中央に位置する鶺沼宿は、天保14（1843）年には家数68軒、旅籠25軒、人口246人を数えた。宿場内には本陣・脇本陣・問屋が置かれ、本陣は桜井家がつとめたが、脇本陣は時期によって野口家と坂井家がそれぞれつとめた。

鶺沼宿と東隣の太田宿の間にはうとう峠と観音坂というけわしい山道がある。もともと慶長7（1602）年に中山道に伝馬制が敷かれた頃には、鶺沼宿は木曾川河畔の鶺沼南町から古市場町あたりに置かれていた。そこから木曾川を渡って犬山から善師野、可児の土田に通じていたが、寛永（1624～1643）年間に木曾川を渡るルートから、うとう峠・観音坂をぬける山越えのルートに変更されたため、鶺沼宿も慶安4（1651）年頃に山際の現在地に移されたと考えられる。

木曾街道鶺沼ノ駅從犬山遠望 英泉画(江戸時代)



（出典：岐阜市歴史博物館資料）

## 中山道鶺沼宿

美濃加茂市・可児市の太田橋から各務原市・犬山市の犬山橋までの木曾川沿いの峡谷は日本ラインと呼ばれ、「飛騨木曾川国定公園」に指定されるとともに、「国名勝木曾川」にも指定されている。

また、沿岸の鶺沼には明治・大正期に活躍した日本最初の女優である川上貞奴が建立した貞照寺と晩年暮らした別荘晩松園がある。貞奴はこの貞照寺に眠っている。



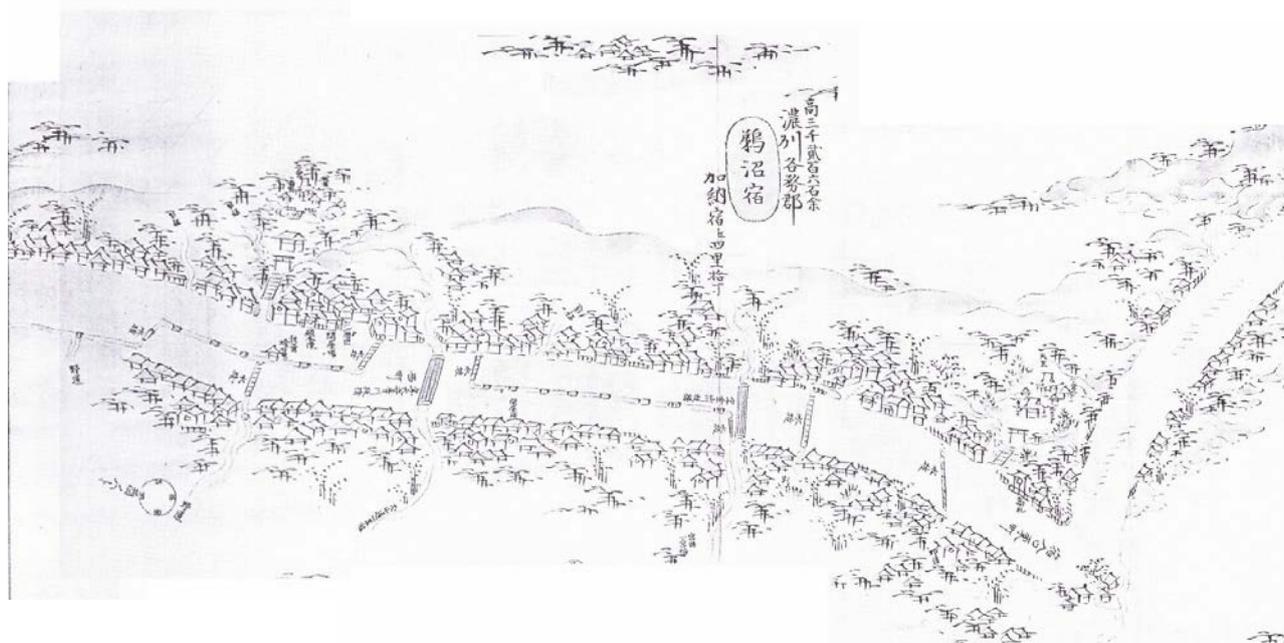
## 中山道新加納<sup>たてぼ</sup>立場

新加納という地名ができたのは古代から中世にかけてこの地域の開墾が進み、新たに荘園に組み込まれた土地を新旧の区別を付けて呼んだことに始まると言われている。

江戸時代の新加納は旗本坪内家の陣屋が置かれるとともに、中山道の「立場」として江戸時代を通じて重要な役割を担っていた。立場とは中山道の東の鶉沼宿と西の加納宿の間が約 17 km と距離が長いので、旅人の一時の休憩のために置かれた施設である。新加納は旗本坪内家の城下町的な要素もあって町の規模も大きく、江戸時代には、尾張屋、美濃屋、梅村屋などの屋敷があった。



(出典：五海道其外延絵図/中山道/巻第7 (東京国立博物館所蔵に基づき作成された絵図)  
[文化3年(1806年)]



(出典：中山道分間延絵図 東京国立博物館所蔵) [文化3年(1806年)]

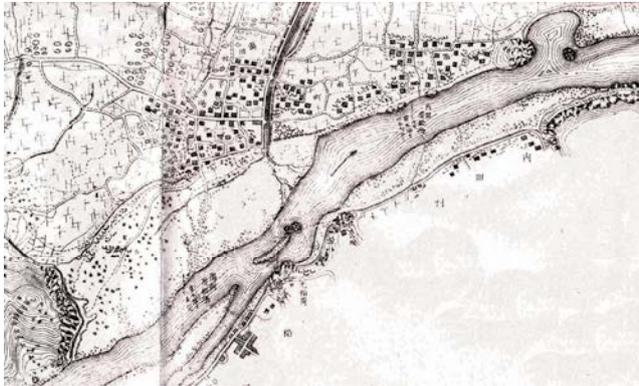
ポイント③

## 木曾川の渡し

木曾川には古くから多くの渡しがあり、美濃～尾張間の交通を担っていた。これらの渡しは近年に橋梁が整備されるまで続いていた。

### 鵜沼地区の渡船場

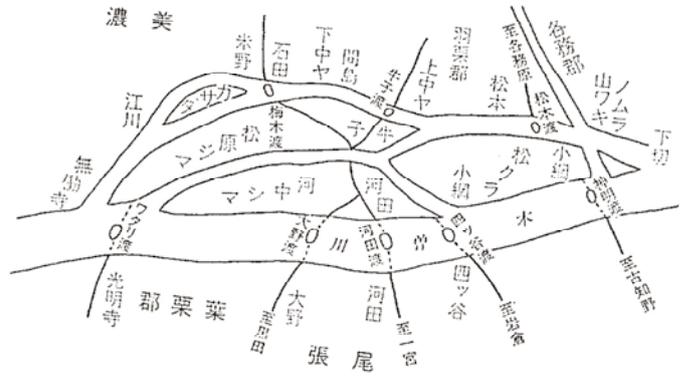
明治14年美濃国各務原近傍実測図による



(出典：各務原市史 史料編附図)

### 川島村木曾川水行交通絵図

元禄13年(1700年)美濃国地図による



(出典：川島町史 通史編)

### ■宝積寺の渡し

鵜沼宝積寺から継鹿尾へいたる渡し。江戸時代、鵜沼宿から太田宿、伏見宿へ行くためには必ず、岩屋観音の急峻な道を通らねばならなかったため、これを避けるように開かれた。

### ■鵜沼の渡し

承久の乱は、承久3年(1221)木曾川を挟んでおこなわれた。『承久兵乱記』には、うるまの渡しとの記載があり、鵜沼の渡しは、かなり古くから利用された渡しであった。大正15年(1926)、犬山橋の完成とともに、この渡しも廃止された。

### ■小伊木の渡し

鵜沼の渡しから1kmほど下流にある。鵜沼小伊木から犬山市鵜飼町の鵜飼屋湊にいたる渡しであった。

### ■大伊木の渡し

大伊木の渡しは伊木山の西端にあった。対岸は愛知県扶桑町山那である。

### ■小山の渡し

大伊木の渡しから下流1kmにあった渡し。対岸は扶桑町小淵。大伊木とあまりにも近くにあるため、ある時代は二つ、ある時代は一つにまとめられていた渡しであったと思われる。

### ■前渡の渡し

対岸は愛知県江南市草井である。古来より存在した渡しであった。犬山橋(大正14年)、河田橋(昭和33年)、ライン大橋(昭和33年)の架橋により衰退し、昭和44年4月1日愛岐大橋の完成により閉鎖された。

### ■鹿子の渡し

戦国時代からあったと伝えられる古い渡し。尾張と美濃を結ぶ渡船場で、明治4年(1871)の廃藩置県までは愛知県(尾張)に属した。

### ■中屋の渡し(松倉渡船)

葉栗郡下中屋村(各務原市下中屋)から同松倉村(各務原市川島松倉町)を結ぶ渡しだった。下流の笠田の渡しとともに美濃と尾張を結ぶ重要な渡しだった。昭和37年(1962)、笠田の渡しの上に川島大橋が完成、中屋の渡しも終焉を迎えた。

前渡の渡し



(昭和40年頃)

笠田渡船



(昭和36年)

### ■松本の渡し（小網渡船）

松本村（各務原市松本町）から小網島村（各務原市川島小網町）を結ぶ渡し。明治24年（1891）の地形図にも載っている。

### ■松倉渡船場（別名：牛子渡船）

松倉と下中屋を結ぶ渡船場。天生14年（1586）木曾川の未曾有の大洪水により本流が松倉郷を流れるようになった為、時の領主坪内氏が美濃との往来に開いたとされている。昭和になり交通の近代化や昭和37年（1962）「川島大橋」の完成とともに廃止。

### ■笠田渡船場（梅木渡）

笠田と米野（笠松町）を結ぶ渡船場。旧幕時代には、梅の木渡しとも呼ばれた。大正末期から木曾川の河川大改修が行われ、木曾川の本流が、昭和4年笠田集落の北側から南側へ移ったことにより、渡船場も新本流の渡船場へ移った。昭和37年の川島大橋架橋とともに廃止。

### ■小網渡船場（別名：神明渡し）

小網島と宮田村神明（江南市）を結ぶ渡船場。大正時代までは川湊として物資輸送、古知野（江南市）方面の往来に欠かせない渡船場であった。昭和38年（1963）「小網橋（思いやり橋、けんか橋）」の完成とともに廃止。

### ■河田渡船場

河田島村と尾張河田村（一宮市浅井町）を結ぶ渡船場。江戸時代中期、尾張一宮村の三八市の開設、尾西地方の織物の発展に伴い賑わった。大正時代末期に木造の橋が架けられ、昭和7年（1932）増強された木橋の完成で一旦姿を消した。その後の洪水で橋が流されるたびに復活するも、昭和33年（1958）永久橋として「河田橋」の完成とともに廃止。

### ■大野渡船場

松原島村・河田島村と尾張国葉栗郡大野村（一宮市）を結ぶ渡船場。現在の河田橋の約200m下流あたり。始まりは、天正年間（1573～1591）といわれる。大正末期まで生活の足、人馬や物品の往来で賑わったが、昭和5年（1930）ころ廃止。

### ■わたり渡船場

愛知県葉栗郡光明寺村（一宮市）を結ぶ渡船場。江戸・明治・大正時代まで木曾川（南派川）の水も豊富で、渡船場付近は川湊として繁昌した。昭和12年仮橋の架設により、不備の備えとして存続するが、昭和18年渡橋の架橋により全面廃止。

ポイント④

## 近年の社会資本整備

都市化の進展に伴い、道路、橋梁、河川をはじめとする多くの社会資本整備が行われ、大規模なものは国または県事業として実施された。

愛岐大橋(昭和44年完成)



東海北陸自動車道 岐阜各務原IC(昭和61年開通)



ツインブリッジ[犬山橋](平成12年完成)



国道21号那加バイパス(昭和61年2車線開通)



岐阜県各務原浄化センター(平成3年供用)



(平成17年撮影)

河川環境楽園(平成11年開設)



小網橋

第1期架橋(昭和初期)



木橋(昭和27年撮影)



鋼橋(昭和38年架橋)



現在(平成18年架橋)



境川は、本市の北東部から岐阜市、岐南町、笠松町、羽島市を經由し、長良川に注ぐ一級河川で、曲がりくねり豪雨時に堤防決壊を繰り返していた。そのため、昭和5年治水目的で、現在的那加東野町から下中屋町を経て、木曽川に注ぐ放水路が造られ、新境川と呼ばれている。

現在の新境川



(平成20年撮影)

各務原大橋



ポイント⑤

# 岐阜大学

岐阜大学は、その成り立ちから跡地利用まで、市の形成過程において深い関わりがある。

1923年(大正12年)に創設された岐阜高等農林学校は、本県初の官立専門学校(現在の国立大学に相当)であり、林産を重視した教育が行われ、木工場が併設されていた。戦後の学制改革により1949年(昭和24年)に岐阜大学農学部となり、1982年(昭和57年)の岐阜大学の統合化により岐阜市に移転した。

校舎跡地は、市民公園として整備され(昭和63年完成)、農場跡地は、平成13年度に策定された『都心ルネサンス地区』基本方針、平成14年度に策定された『都心ルネサンス地区』基本計画に基づき、学びの森として整備され、市民の憩いの場として利用されている。また、岐阜高等農林学校開校と同時に開設された学生の寄宿舎「凜真寮」は、大学統合移転時まで存続し、跡地には県立各務原西高校が開設されている。

市民公園・学びの森の公園整備にあたっては、岐阜高等農林学校時代に植えられた多くの木々が残され、地区の歴史性を今に伝えている。

## 岐阜大学の歴史とともに歌われてきた「凜真寮歌」

**凜真寮歌**

一、白帝城の桜花  
木曾の流れに色彩えて  
春を霞うる若人が  
久遠の理想誰か知る

二、夏は来たりぬ長良川  
水面に浮ぶ滄火に  
訪ぬる人の繁くして  
栄華を歌う二百年

三、水無ケ原に暮れかゝる  
夕の色の金華山  
鳴に帰る鳥の音に  
故郷の秋を憶ふかな

四、伊吹風の声絶えて  
寒月遠く凍る時  
高原の冬清くして  
千里を望む銀世界

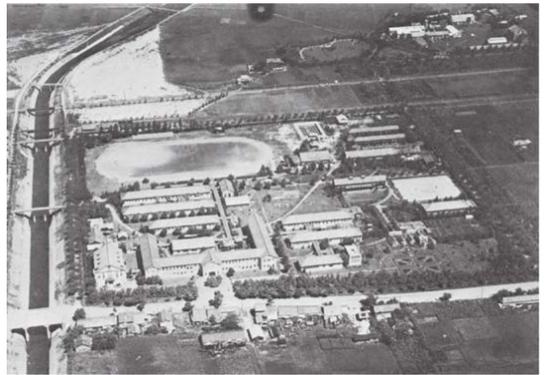
川くいてはうのーそくらば 冬雪の空がれにいろほえて  
はるを たとうふ わごうどが くみんのりぞう 忘れかしま

※宮崎良一・安田享一の合作(1926年頃)といわれる。

岐阜高等農林学校時代(開校当時)



岐阜高等農林学校時代(昭和9年撮影)



岐阜大学時代(昭和49年撮影)



岐阜大学跡地の利用(平成21年撮影)



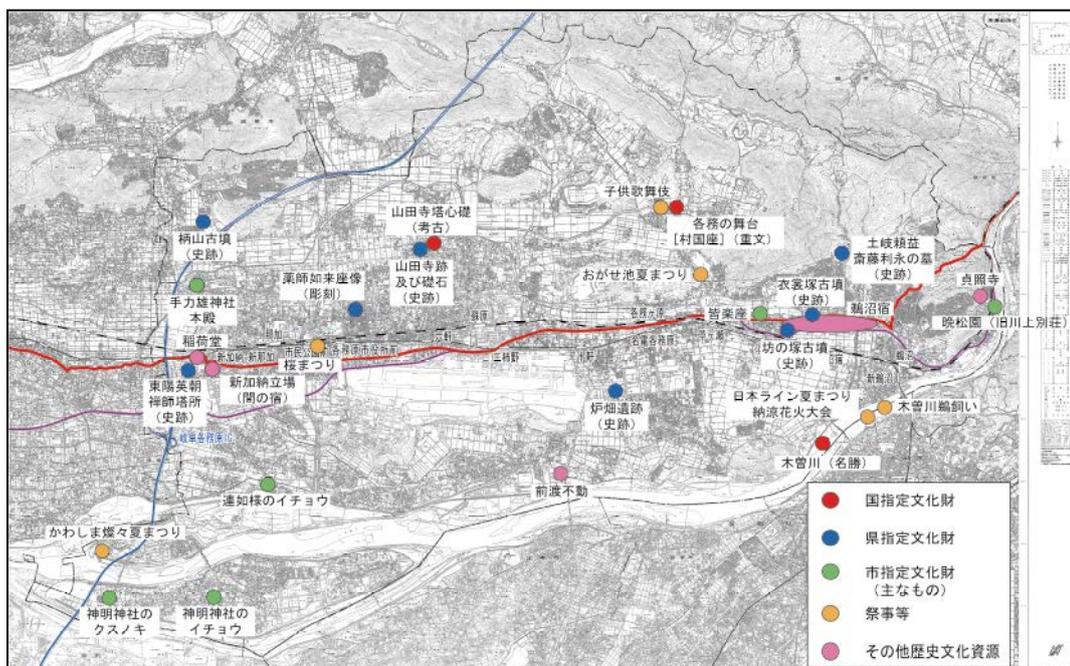
## ポイント⑥

## 歴史文化資源の分布状況

本市には多くの歴史文化資源があり、それらは都市の形成に深く関わっている。

名勝木曾川に代表される国指定の文化財が3件分布、特に木曾川及びその沿岸は国定公園にも指定され風光明媚で高い価値を有する。

その他、史跡を中心とした県・市指定の文化財などが市内に広く分布する。



## 【文化財等】

## ■各務の舞台（村国座）（国指定重要有形民俗文化財）・村国神社

皇位をめぐる戦乱の壬申の乱（672年）の英雄「村国男依」を奉った村国神社。村国神社の祭礼に奉納する芝居の為に建設された客席を有する農村舞台 村国座（昭和49年（1974年）11月19日国指定。客席、直径7.24m回り舞台、花道、奈落、太夫座等がある江戸時代末期から明治初期の劇場建築様式 収容人数戸外含め500人～600人）

## ■名勝木曾川（国指定名勝）

昭和6年5月11日国の名勝指定。

## ■飛騨木曾川国定公園

昭和39年（1964年）3月3日飛騨木曾川国定公園指定。

## ■山田寺跡 塔心礎（国指定重要文化財）及び礎石（県指定史跡）

山田寺跡は、飛鳥・白鳳時代の大化5年（649年）右大臣蘇我倉山田石川麻呂により創建と伝わる。塔心礎は、昭和36年（1961年）2月17日国の重要文化財に指定。山田寺鴟尾瓦は、昭和45年（1970年）10月21日市重要文化財に指定。礎石は、昭和30年（1955年）8月30日県史跡に指定。

## ■柄山古墳（県指定史跡）

古墳時代前期（4世紀後半～5世紀初頭）の古墳で、墳形は前方後円墳。被葬者不明

## ■東陽英朝禪師塔所（県指定史跡）少林寺、稲荷堂（市指定重要文化財）

東陽英朝は、現在の加茂郡八百津町和知の出身で土岐氏の一族、妙心寺四派（龍泉派、東海派、靈雲派、聖沢派）の祖の一人である。永正元年（1504年）8月24日少林寺で没した。76歳。妙心寺派の禅寺である龍慶山少林寺は、薄田加賀守が明応8年（1499年）建立した。

### ■炉畑遺跡（県指定史跡）

縄文時代中期～後期の集落遺跡で炉畑遺跡公園として整備されている。出土品421点は、昭和49年（1974年）3月6日 県指定重要文化財。

### ■坊の塚古墳（県指定史跡）

古墳時代中期（5世紀前半）の前方後円墳、被葬者不明。岐阜県内2番目の大きさ。

### ■衣裳塚古墳（県指定史跡）

古墳時代前期（4世紀後半～5世紀初頭）の円墳。被葬者不明

### ■土岐頼益 斎藤利永の墓（県指定史跡）

土岐頼益は、禅宗諸派の中でも夢窓派と大応派を崇敬していたが、大応派の寺として建立した。土岐頼益の法号は「興禅院寿岳常保」。守護代であった斎藤利永も笑堂常訴に帰依していたと思われる。

### ■手力雄神社（本殿）（市指定重要文化財）

手力雄神社の創設は不明であるが、6世紀末期頃、中里（現那加地区）を支配していた豪族により、山の中腹に盤座を祀ったのが始まりといわれている。現在の社殿は、延宝2年（1674年）再建されたもの。

### ■蓮如様 イチョウ（市指定天然記念物） 河野西入坊

河野西入坊は真宗大谷派で、長徳2年（996年）源信和尚と順智坊の草創。本尊は阿弥陀如来。蓮如上人が巡錫の時、西入坊七代目の行念に下されたとされる御影が安置されており、4月24・25・26日に開帳され、「中屋の蓮如様」として呼ばれている。その日は苗木市が立ち賑わっている。

### ■<sup>まえど</sup>前渡不動

矢熊山にある前渡不動仏眼院。不動明王は、下総国成田山の御分身である。旧領主坪内家の家臣山本軍八郎の一子秀之助が眼病により失明した時、成田山不動明王の参拝し開眼したいいわれがある。

### ■皆楽座（市指定有形民俗文化財）

津島神社の建物で、祭礼に使用されたものと思われる。客席は有しない大型舞台建築、高さ約12m、舞台の広さ約170㎡、直径6m回り舞台、奈落、地下の楽屋がある。平成18年（2006年）5月1日市指定。

### ■貞照寺（国登録有形文化財）

川上貞奴の夫川上音二郎、養母可免ら縁故者の菩提を弔うとともに、篤い不動信仰心から、約6,000坪の敷地に私財を投じ、昭和8年建立。

川上貞奴

明治4年（1871年）東京日本橋に生まれる。養女先の葎町（よしちょう）から芸妓となり2年後貞奴に改名。12歳の時、母の病氣危篤に際し酷寒水垢離の行に励み成田山不動尊に願いをこめ、明王神護の威神力により母の病が治った。以来、不動様の信仰につとめ、自らも幾多の障害を乗り越えた。

### ■晩松園（国登録有形文化財・市指定重要文化財）

旧川上別荘、昭和8年建築、敷地面積1,500坪、建坪150坪、一部二階建て、25～26の部屋あり、数寄屋建築、書院造部分あり。平成18年（2006年）4月12日国登録、平成19年（2007年）8月1日市指定。

### ■<sup>おがせ</sup>芋ヶ瀬池

愛宕山の西麓にある池。池の中に浮かぶ社殿には、池の守り神・八大龍王が祀られている。農業用ため池でもある。昭和34年岐阜新聞が行った新八景80勝で1位に選ばれた風光明媚な池で、周囲約2km、夏のスイレン、春の桜、鯉、亀が泳いでいる。

### ■新境川堤

日本さくらの会選出のさくら名所100選に選ばれている。歌舞伎役者「市川百十郎」が境川放水路完成（昭和6年）記念として寄贈したため「百十郎桜」と呼ばれている。桜の咲く時期には桜祭りが開催される。

## 【祭事等】

### ■桜まつり

市民公園をメイン会場にした市民手づくりの催しで、ミスかかみがはらのさくら、キャロット、コスモの3人を選んでパレードが開催される。日本のさくら名所100選に選ばれた新境川堤の歩行者天国、市民公園の「20万人の広場」など多彩な催事が行われる。3月下旬から4月上旬開催。

### ■木曾川うかい

1300年の歴史を誇る歴史絵巻木曾川うかいは、夜空に浮かぶ犬山城を背景に篝火をたく鶺舟と共に木曾川を下り、鶺匠の巧みな綱さばきと鶺の妙技を間近で見ることができる。6月1日から10月15日開催。

### ■おがせ池夏まつり

芋ヶ瀬池に祀られている八大龍王殿の神事。鯉みこしが練り歩き、提燈で飾られたふなやまの下で、子どもたちが笛や太鼓を打ち鳴らしながら池をまわると花火が打ち上げられる。7月第3土曜日または第4土曜日開催。

### ■かわしま燦々夏まつり

江戸時代に始まったといわれる伝統の「かわしま川まつり」。河川環境楽園を会場に、色鮮やかな提灯を飾りつけた巻きわら船が、おはやしを奏でながら川を上り下りする。7月下旬開催。

### ■日本ライン夏まつり納涼花火大会

犬山城を臨む木曾川河畔において、各務原、犬山両市の共催で行われる恒例の花火大会。8月10日開催。

桜まつり(平成20年撮影)



木曾川うかい(平成20年撮影)



おがせ池夏まつり(平成18年撮影)



かわしま燦々夏まつり(平成19年撮影)



## 4. 今後の緑とオープンスペースをめぐるまちづくりの方向性

参考：『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（中間とりまとめ）』（H27.10）

少子高齢化と人口減少、都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり、地方の活性化、大都市のグローバル化、都市インフラストックの拡大、財政面や人員面の制約の深刻化、価値観の多様化・企業の社会貢献を促す制度等の充実など、都市をとりまく社会状況が変化してきている。

都市公園の機能・役割としてこれまで「レクリエーション機能」「環境保全機能」「防災機能」「景観機能」が挙げられてきたが、社会が成熟化し市民の価値観も多様化するなか、市民生活の質的向上、地域コミュニティの強化、持続可能で魅力あふれる都市の形成などへの緑とオープンスペースの更なる寄与が課題とされる。また、都市における緑とオープンスペースの保全と創造をしていく上で新たな段階を迎えており、今後の緑とオープンスペースをめぐるまちづくりの方向性は、以下のように整理できる。

### 新たな利活用

市民公園や学びの森等、公共交通の利便性が良く、また、市街地にある大規模な公園については新たな利活用について民間活力を取り入れながら検討し、都市内における緑とオープンスペースの更なる寄与が得られるように検討する。

■持続可能な都市として進める「集約型都市構造化」の一環として、緑とオープンスペースの戦略的な確保、活用により、魅力的な都市を再構築していくべきである。

⇒集約型都市構造化を進めるなか、既存の公園緑地の再編を図ること、また、居住誘導区域の外縁部等においては、低密度の「農を楽しむ暮らし」が実現された、ゆとりある居住空間の確保を図ることが、新たな方向性として挙げられる。

### 既存の公園緑地の再編

鷺沼朝日地区では狭小公園が点在しており、魅力的で利用しやすい公園化を目指し、既存公園の統合再編化を検討する。また、老朽化した公園施設や地域のニーズに合致しない公園等についても、地域のニーズを検討しながらリニューアルを順次行う。

### 市街化区域内とその縁辺部の緑

市街化区域内における緑の確保については、現在幹線道路沿いの緑化や開発事業や戸建て住宅における接道緑化の指導等を行っていることから、今後もこれらについては継続的に行い、市街化区域内の緑量の維持に努める。

また、市街化区域縁辺部の農地については『農を楽しむ暮らし』が実現できるような取り組みを積極的に今後検討していくこととし、農地の緑の保全に寄与できるようにする。

■まちの個性、市民の力を引き出し、市民生活の質の向上の視点から、都市公園の多機能性の発揮がされるべきである。

⇒まちに開かれ、市民に愛される緑・オープンスペースとして、都市公園や都市内農地の多面的利用を図り、健康で長寿の社会づくり、福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくりや、歴史、文化、芸術などの他分野との連携などを通じた地域コミュニティの居場所づくりを図ることが、新たな方向性として挙げられる。

■上記のような緑とオープンスペースの維持、創造のために、幅広い主体との協働により質を向上させていく仕組みの構築がされるべきである。

⇒既存公園の利活用、農を楽しむ暮らしの実現、医療、福祉、文化等他分野と連携した都市公園の管理運営や農地活用などにあたって、行政のみでなく市民、農林業者、NPO等の団体、専門家等幅広い主体の参画、協働を図ることが、新たな方向性として挙げられる。

#### 都市公園の多機能性の発揮と維持管理

既存の都市公園や都市内農地を利活用し、健康、福祉、子育て、歴史、文化などの他分野との連携を推進し、新たな地域コミュニティの居場所づくりや、都市公園の新たな方向性を見出し、これらに関する団体等と協働で維持管理について行うよう検討する。

---

# 各務原市 都市計画マスタープラン 緑の基本計画

■編集・発行

平成 28 年 3 月

各務原市 都市建設部 都市計画課・河川公園課

岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

TEL : 058-383-1111

---



